

○総務省告示第三百八十五号

平成二十一年総務省告示第二百四十八号（三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）第二項第二号ただし書の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第二百四十九号（平成二十一年総務省告示第二百四十八号第二項第二号の規定に基づき、同号に規定する別に定める区域を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月一日

総務大臣 新藤 義孝

第二項の表中「、近畿総合通信局及び九州総合通信局」を「及び近畿総合通信局」に改める。